

## 高山村からプロサッカー選手が誕生!!



熊野出身の大畑隆也さん(23)が高山村で初となるプロサッカー選手(Jリーグ)になりました。

大畑さんは宮崎県が本拠地のJFLテゲバジャーロ宮崎に所属しており、来シーズンからJ3への昇格が決定し、プロ契約を結びました。

大畑さんは幼少期からサッカーが好きで、小学校3年生の時に高山村スポーツ少年団サッカー部のたかやまJSCに入部し、6年生の時にはキャプテンとしてチームを引っ張り大会等で良い結果を残しました。また、群馬県選抜の選手としても活躍しました。その後、前橋FC―前橋育英高校―日本体育大学の強豪サッカー部に所属しました。前橋育英高校時代には入

部当初は複数のカテゴリーがある中の下位カテゴリーに配置されましたが、努力を重ね、3年生の時にはトップチームの選手として全国高校サッカー選手権に出場しました。大学時代もその才能が認められ1年生からレギュラーで活躍しました。

幼い頃からの夢であったプロサッカー選手を目指し、挑戦し続けその夢を掴んだ大畑さん、本当におめでとうございます。

大畑選手に今の気持ちを伺ってみました。

「高山村の皆様にサポートや応援をたくさんしていただき、夢であったプロサッカー選手になることができました。本当にありがとうございます。」

村民の皆様にも明るい話題を届けられるようにコツコツ頑張っています。

最後に、一番の理解者であり、どんな時でも支えてくれた家族には感謝しかありません。ありがとうございます。」

大畑選手の今後の益々の活躍を期待するとともに、皆様の応援をよろしくお願いいたします。

## くらしの情報

### information

## 国民年金

納めた国民年金保険料は

全額が社会保険料控除の対象です

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月から令和2年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけでなく、配偶者やご家族（お子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、令和2年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

令和2年10月2日から12月31日までの間に、令和2年に初めて国民年金保険料を納められた方へ、社会保険料控除証明書が2月上旬に送られます。（令和2年1月1日から令和2年10月1日までの間に国民年金保険料を納付された方については、11月上旬に送付されています。）

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようきちんと納めましょう。

●社会保険料(国民年金保険料)控除証明書に関するお問い合わせ先  
ねんきん加入者ダイヤル ☎0570・003・004